

定 款

一般社団法人医療材料統合流通研究会

MedDB

改訂履歴

版数	発行日	改訂内容
第1版	令和4年4月20日	初版発行
第2版	令和5年5月25日	会員種別の変更 ・「医療機関会員」を「医療機関・研究機関会員」に変更

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人医療材料統合流通研究会と称する。
略称をMedDBとする。

(目的)

第 2 条 当法人は、患者安全と医療全体の効率化を目指し、製造から医療機関現場までを対象とした統合的かつ標準的な流通を推進することを目的とする。この目的達成のために次の研究・事業を行う。

- (1) 医療現場における医療機器消費情報の効率的な収集
- (2) 院内物流管理の標準化・効率化・高度化
- (3) 製造・流通・医療機関（医療現場まで）の物流管理の統合
- (4) 医療機器に関する製造・流通・消費情報の一元化とその有効活用
- (5) 医療機器管理の効率化を進めるためのツールの開発、マスターデータの情報整備、ノウハウの提供・支援
- (6) 講習会、講演会等の実施
- (7) その他当法人の目的達成に必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(機関)

第 5 条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員及び社員

(会員及び社員の資格並びに構成)

第6条 当法人の会員は次の5種とし、医療機関・研究機関会員と企業会員を正会員として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 医療機関・研究機関会員

医療機関・研究機関会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人の取り組みに協力する医療法人、大学等の研究機関、医療機関業界団体とする。

(2) 企業会員

企業会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人の取り組みに協力する医療機器・医薬品の製造・流通企業、物流管理業務等を受託する企業とする。

(3) 団体会員

団体会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人の取り組みに協力する医療団体、業界団体、公的機関等とする。

団体会員は、総会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

(4) 賛助会員

賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人の取り組みに協力する企業等とする。

賛助会員は、総会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

(5) 特別個人会員

特別個人会員とは、当法人での活動領域における有識者等、理事会での推薦がなされた者とする。

特別個人会員は、総会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

2 団体会員、賛助会員、特別個人会員に関する事項は理事会が定める。

(入会)

第7条 当法人へ入会を希望する者は、所定の申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得て、入会することができる。

2 特別個人会員は、当法人が発行する加入依頼書に承諾することで入会とする。

3 会員は、当法人が別途定める諸規程を遵守しなければならない。

(会費)

- 第 8 条 会員は、別途定める会費等を納入しなければならない。
- 2 既納の会費等は返還しない。

(退会)

- 第 9 条 会員は、所定の届出書を当法人に提出して退会することができる。
- 2 前項の場合には、当法人に納付すべき会費等未納のものを完納しなければならない。

(除名)

- 第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該決議をする前に、理事会でその会員に弁明の機会を与えることができる。
- (1) 本定款、その他の規程に違反したとき。
 - (2) 反社会的な行為をし、当法人の名誉を著しく損なったとき。
 - (3) 正当な理由がなく会費を 6 ヶ月以上滞納し、かつ、納入の督促に応じないとき。
 - (4) その他の除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の決定があったときは、除名の理由を明示した書面をもって、その旨を当該会員に通知するものとする。

(入会金並びに会費等の不返還)

- 第 11 条 当法人を退会した会員又は除名等により会員資格を喪失した者は、既納の会費、その他経費等一切の資産については返還を受けられないものとする。

(届出)

- 第 12 条 会員は当法人への届出事項に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

第 3 章 社員総会

(種類及び構成)

- 第 13 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。
- 2 社員総会は、医療機関・研究機関会員、企業会員をもって構成する。
 - 3 社員総会における議決権は、医療機関・研究機関会員、企業会員 1 名につき

1 個とし、医療機関・研究機関会員、企業会員は、総会出席者を事前に届け出るものとする。

4 団体会員、賛助会員、特別個人会員は、社員総会の承認のもと、総会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、理事会によりあらかじめ決定した順序により他の理事がこれを行う。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半

数をもって行う。

2 次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併、事業の全部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第19条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長が署名又は記名捺印する。

第4章 役員

(役員構成)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事
4名以上10名以内とする。
- (2) 監事
3名以内とする。

2 理事のうち、会長を1名、副会長を1～4名、事務局長を1名置くものとし、会長を一般法人法上の代表理事とする。

(役員選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議において、正会員たる医療機関・研究機関会員、企業会員に所属の者から選任する。

2 前項にかかわらず、医療機関・研究機関会員、企業会員以外に、当法人が関

連する事業

分野に精通する者を理事として、また監事のうち1名を外部の専門家から選任することができる。

- 3 会長、副会長及び事務局長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長はこの法人を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 副会長及び事務局長は、一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- 5 会長、副会長及び事務局長の権限は、理事会が定める。

(監事の職務・権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、この定款に定める役員の数に欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

- 第26条 役員は無給とする。ただし、事務局長、及び外部監事に対しては、その職務執行の対価として、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。
- 2 役員は当法人の業務執行等で要した費用を別途定める規程により支給される。
 - 3 前項に関し、必要なことは理事会で定める。

(責任の一部免除又は限定)

- 第27条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当法人は、一般法人法第115条の規定により、非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

- 第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的事項の決定
 - (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督

(種類及び開催)

- 第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とし、通常理事会は、原則4ヶ月に1回開催し、臨時理事会は、必要がある場合に開催する。
- 2 会長、副会長及び事務局長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

- 第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、理事会によりあらかじめ決定した順序により他の理事がこれを行う。

(決議)

第33条 理事会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が署名又は記名捺印する。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(残余財産の処分)

第37条 当法人が解散をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第7章 事務局

(事務局)

- 第39条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に職員若干名を置くことができる。
 - 3 事務局に関する事項は、理事会が別に定める規程による。

第8章 附則

(最初の事業年度)

- 第40条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。

(法令の準拠)

- 第43条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。